

20年以上取り引きのない口座は「休眠預金」に

【問】最近全く利用していなかった銀行から「休眠預金通知書」が届いた。この銀行の支店が職場の近くにあり、入出金に都合が良いので口座を開設し、以前は財布代わりによく利用していたが、勤務先が変わったため、最近は全く利用することがなくなった。数万円であるが口座に残高がある。通知書には「この通知を受け取った場合は、預金はそのまま利用できる」とは書かれているが、「休眠預金」とは何なのか。この口座は今なら引き出せるのか。

(50代、男性)

～窓口で引き出しは可能　満期後20年で権利消滅　民営化前郵便貯金～

【答】「休眠預金」とは、最後の異動（入出金や通帳の記帳や繰越などの手続き）から10年以上経過している預金のことです。このような口座は「動きがないお金」と判断され、お金を口座に眠らせておくのではなく、社会のために有効活用するべきであるとの基本理念のもとに、2018年に施行された「休眠預金等活用法」により、預金の管理が銀行（金融機関）から、預金保険機構に移され、移管された預金は、民間公益活動のために利用することになります。

金融機関は、最後の異動から9年を経過した預金がある預金者には通知を送付したり、各金融機関のウェブサイトで電子公告を行います。それでも預金者による手続等がなく、最終取引から10年を経過した預金は、「預金保険機構」に移管されます。

そして、「預金保険機構」に移管された「休眠預金」は、内閣府が指定した「指定活用団体」に交付され、資金分配団体を通じ、民間公益活動を行う団体に対して、助成・貸付・出資等に利用されます。

今回、相談者にこのような通知が届いたのは、所有している口座が「休眠預金」の条件に近づいていたためです。銀行側は、「このままの状態が続けば、休眠預金になるかもしれない預金」がある場合は、銀行（金融機関）に登録されている住所宛（あ）てに通知を送付します。

この通知が届いた段階では預金者の口座に残高は、そのまま残っています。通知が問題なく届いた場合は、その預金は「休眠預金」にはなりませんので、引き続き通常通りの預金として扱われます。

またこの通知は、郵送に代えて電子メールで届く場合もあり、電子メールの場合は、宛て先不明にならずに受信できれば「休眠預金」にはなりません。ただし、このように預金者に通知されるのは、預金残高が1万円以上の場合はです。

1万円未満の場合は通知されず、1万円以上であっても、金融機関に登録している住所が現住所と異なっていたり、電子メールのアドレスが変わっていたりする場合は、通知が届きません。それで気付かず何もしないで放置すると、自動的に「休眠預金」になってしまいます。相談者の場合は、通知が本人に届いたので、「休眠預金」にはなりません。

しかし、「休眠預金」になってしまった場合でも、お金が引き出せなくなるわけでも、没収されるわけでもありません。預金者が取引のあった金融機関に、通帳や取引印、本人確認書類等を持参して申し出れば、預金を引き出すことができます。ただATMでの手続きはできず、窓口に出向く必要があるなど、通常の引き出し手続きより時間や手間がかかると思われます。

相談者には、その口座の利用機会の有無や、預金の有効利用等を検討されるよう勧めました。引き出

しを希望される場合は、その具体的な手続きについては、取引のあった金融機関に、前もって手続き方法を確認して、漏（も）れ落ちのないよう準備して出向くよう助言しました。

口座開設後に、住所が変わったり、アドレスを変更したりすることはよくありますが、そういった変更情報については、金融機関側では分かりません。口座開設時の登録内容から変更があった場合、きちんと金融機関に届けておくことは、預金者側の責任です。

また、民営化前に預けた郵便貯金（定額・定期・積立）については、満期後20年で権利が消滅し、払い戻しを受けられなくなります。心当たりのある方は、郵便局のホームページで確認するか、窓口にお問い合わせ下さい。

筆者ひとこと

保有する口座は、自身の暮らし中での必要性や利便性を考慮したうえで、自身で把握管理できる程度にまとめ、上手に利用しましょう。 (県消費生活センター)